

## さっぽろ子ども未来プラン(後期) 第3章

### 具体的な施策の展開

基本目標1	子どもの権利を尊重する社会づくり	・・・1
基本目標2	健やかに子どもを生ま育てる環境づくり	・・・5
基本目標3	働きながら子育てできる社会づくり	・・・10
基本目標4	すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり	・・・14
基本目標5	特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり	・・・19
基本目標6	子どもが豊かに育つ環境づくり	・・・24
基本目標7	子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	・・・33

#### 【第3章の構成】

##### 「課題と方針」

基本目標ごとに、今後重要となる課題と事業を展開していくうえでの方針を記載しました。

##### 「重点項目」

基本目標の主旨をより反映した事業を、重点項目として設定し、後期計画を進めていく中で、より積極的に取り組んでいく事業と位置づけました。

22年度以降に新たに開始する事業は「新」と記載しています。

##### 「基本施策と個別事業」

基本施策ごとに、個別の計画事業を掲載しました。

22年度以降に新たに開始する事業は「新規」と記載しています。

本案については、第2回・第3回協議会でいただいた意見をふまえて修正します。第4回協議会では、目標値を記載するほか、専門用語の説明や、必要なグラフ・表などについても追加します。

第4回協議会では、他の章も併せた計画書全体の案を提示します。

(担当部の記載について)

「総」総務局 「市」市民まちづくり局 「保」保健福祉局

「子」子ども未来局 「教」教育委員会 「経」経済局 「環」環境局

「水」水道局 「観」観光文化局 「建」建設局 「交」交通局 「消」消防局

## 基本目標 1 子どもの権利を尊重する社会づくり

### 課題と方針

札幌市は、平成 21 年 4 月 1 日に、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」を施行しました。

この条例は、国連が採択した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が保障する「子どもの権利」を、より具体的に分かりやすく定めるとともに、それを保障するための大人の役割や札幌市の取り組みについて定めたものです。

子どもの権利が尊重される環境づくりを進めるためには、子どもや子どもをとりまく社会全体が、「子どもの権利」の重要性を理解する必要があります。札幌市では、これまでも、条例制定に向けた取り組みを通して「子どもの権利」の普及啓発を進めてきました。子どもの権利条約を「知っている」子ども（中・高校生）は、29.2%（平成 15 年）から 42.1%（平成 19 年）に、増加しています。今後も、様々な方法で、より一層の理解促進に努めていきます。

また、子どもの権利条例に基づく権利保障の推進に向けて、計画を定めて施策の推進に取り組むとともに、「子ども権利委員会」を開催し子どもの権利の保障状況について検証を行います。

さらに、権利を侵害された子どもを救済するために、救済の申立てに対応する「子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）」の運営を引き続き進めていきます。

また、「児童虐待」は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える、深刻な権利侵害です。札幌市児童相談所で扱う児童虐待件数は年々増加し、平成 20 年度には年間 621 件となっております。これは、前期計画策定直前の平成 15 年度（205 件）の約 3 倍です。

さらに、社会状況を反映して、内容も深刻化・複雑化し、解決に困難を要する事例も増えている状況です。

児童虐待防止法の改正により、虐待対応に係る児童相談所の権限はさらに強化されました。

これまでも、児童福祉司の増員等、子どもの安全を守るための様々な取り組みを進めてきましたが、児童相談所が児童虐待に対応する専門機関としての役割を十分に発揮できるシステムを目指すための、体制強化について、区や関係機関との連携を含めた最善のあり方を検討し、必要な拡充・整備を進めていく必要があります。

また、虐待予防・虐待の早期発見・早期対応・被虐待児の保護といった一連の取り組みに際しては、子どもに関係する様々な機関が連携したネットワーク型の支援システムを構築する必要があります。各機関が「子どもを虐待から守る」という共通の目的のもとに連携し、問題点の共有・適切な役割分担を図りながら、問題解決に取り組まなければなりません。

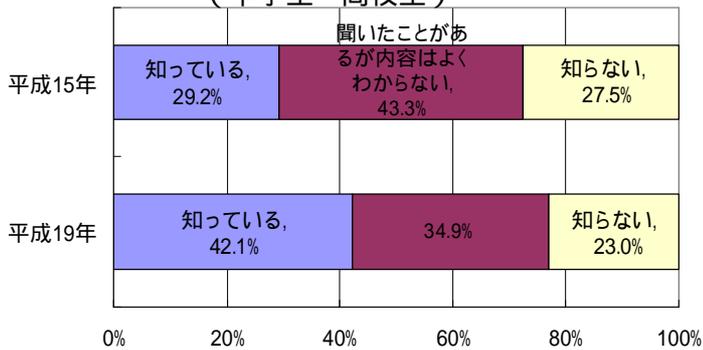
札幌市では、ネットワークの基盤となる「要保護児童対策地域協議会」により、より効果的で緊密な連携を進めます。

また、厚生労働省が行った児童虐待死亡事例の検証結果では、虐待により死亡した子どもの 4 割が 0 歳児であり、3 歳児までで約 8 割を占めています。

これまでも札幌市では、「乳児家庭全戸訪問事業」や「保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業」等、様々な母子保健施策を実施し、乳幼児を育てる家庭の育児不安の軽減や児童虐待の予防に努めております。

今後は、特に妊娠期からのきめ細やかな相談体制を整備するとともに、出産、育児に不安を抱える妊婦に対しては、継続的な支援を行い、児童虐待の発生予防に努めます。

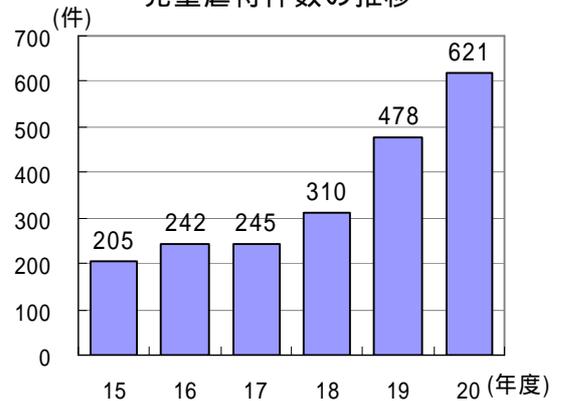
「子どもの権利条約」の認知度  
(中学生・高校生)



資料 札幌市青少年基本調査(平成15年)

札幌市子どもの安心と救済に関する実態・意識調査(平成19年)

児童虐待件数の推移



資料 札幌市児童福祉総合センター

**重点項目1 子どもの権利の保障のしくみづくり [施策1]**

新

市民と市が一体となって、子どもの健やかな成長・発達を支援する社会の実現を目指し、子どもの権利条約及び平成21年4月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき、子どもの権利委員会の開催、推進計画の策定など、子どもの権利の保障のための枠組みづくりを進めます。

子) 子ども育成部

**重点項目2 児童相談所の体制強化 [施策2]**

新

児童相談所は、子どもへの支援・保護に係る多くの権限を有している専門機関であり、児童虐待に対応する中核的な機関です。児童虐待が急増及び複雑化する中で、児童相談所が、速やかに適切な判断を行い、その機能を十分に発揮できるしくみを構築する必要があります。

児童相談所が専門機関としてその機能をより発揮できるよう、区をはじめ、各関係機関との連携強化を含め、児童相談所の体制強化について検討を進めていきます。

子) 児童福祉総合センター

**重点項目3 要保護児童対策地域協議会 [施策2]**

(札幌市子どもを守るネットワーク会議)

被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下で対応していくことを目的に児童福祉法(第25条2)において規定された要保護児童対策地域協議会として設置・運営します。なお、協議対象者を拡大するとともに、区保健センターが実施する「区要保護児童対策地域協議会」との連携を強化します。

子) 児童福祉総合センター

**重点項目4 母子保健訪問指導事業 [施策2]**

(乳児家庭全戸訪問事業)

妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行います。特に、支援を必要とする妊婦への訪問指導を強化することで、妊娠期からの一貫した支援を進めていきます。

保) 保健所

## 基本施策1 子どもの権利の推進

「子どもの権利条例」を実効性あるものとするために、普及啓発や子どもの参加を進めるほか、「子どもの権利推進計画（仮称）」を策定し、権利保障に向けた施策を推進します。また、「子どもの権利委員会」を開催し、子どもの権利の保障状況について検証を行います。

さらに、救済機関において相談を受け、救済の申立てに対応することで、権利が保障されるしくみを、より一層確かなものにしていきます。

番号	事業名	事業概要	担当部
1-1-1	【新規】子どもの権利の保障のしくみづくり	重点項目1を参照	子)子ども育成部
1-1-2	子どもの権利理解促進事業	「子どもの権利条例」の趣旨が正しく理解されるよう、条例に規定する「さっぽろ子どもの権利の日」に関する事業など、広報、啓発、研修等を行う。	子)子ども育成部
1-1-3	子どもの参加促進事業	未来を担う子どもたちに札幌のまちづくりについて考えてもらい、市政への参加と理解を促進する機会として子ども議会を開催するなど、子ども参加を進めている。市政等をはじめとしてあらゆる場面での子ども参加をより一層推進するために、参加の機会の充実を図るほか、これを支援する大人を育成するための講座を開設するなど、子ども参加を促進する。	子)子ども育成部
1-1-4	子どもの権利救済機関の運営（子どもアシストセンター）	権利侵害からの迅速かつ適切な救済を図り、子どもの権利保障を進めるため、公的第三者の立場で、子ども自身や保護者等からの相談を受け助言や支援を行う。また、救済の申立てまたは自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請、制度の改善を求める意見の表明等を行う。	子)子どもの権利救済事務局

説明

子どもの権利条例のこと

## 基本施策2 子どもが虐待から守られるしくみ

妊娠期から適切な情報提供や継続した支援を行うことにより、育児不安の軽減を図り、虐待の予防に努めます。特に出産後については、生後4か月までの乳児を育てている全ての家庭を訪問し、育児に関する助言や情報提供を行い、きめ細やかに子育て家庭を支援します。

また、地域ぐるみで子どもを守るために、地域単位のネットワークや市単位のネットワークを充実させるほか、地域で虐待の予防・発見のために活動する「地域協力員」を養成していきます。

### 【虐待の早期発見・早期対応に向けた取り組み】

番号	事業名	事業概要	担当部
1-2-1	【新規】児童相談所の体制強化	重点項目2を参照	子)児童福祉総合センター
1-2-2	児童虐待予防地域協力員養成事業	民生・児童委員、主任児童委員、青少年育成委員、教員、保育士、幼稚園教諭等に対して研修会を行い、児童虐待予防地域協力員を養成する。	子)児童福祉総合センター

1-2-3	夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査	虐待通告後 48 時間以内に児童の安全を確認するため、夜間・休日の虐待通告に係る初期対応を、児童家庭支援センターにおいて実施する。	子) 児童福祉総合センター
1-2-4	要保護児童対策地域協議会 (札幌市子どもを守るネットワーク会議)	重点項目 3 を参照	子) 児童福祉総合センター
1-2-5	区要保護児童対策地域協議会	各区保健センターにおいて、児童虐待の予防・防止、早期発見及び虐待事例への円滑な支援を行う地域ネットワークを構築するために、関係機関代表者による連絡調整会議、事例検討会、研修会等を行う。 関係機関の連携をより強化するため、児童福祉総合センターで実施する「要保護児童対策地域協議会」と連携強化する。	保) 保健所

【育児不安を抱える家庭への支援】

番号	事業名	事業概要	担当部
1-2-6 (再掲) 2-1-4	【新規】妊婦支援相談事業	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、必要な場合には、家庭訪問等により継続的に支援する。	保) 保健所
1-2-7	母子保健訪問指導事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	重点項目 4 を参照	保) 保健所
1-2-8	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 (育児支援家庭訪問事業)	市内の医療機関において「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、家庭訪問等による育児支援を行う。	保) 保健所
1-2-9	育児不安保護者支援事業 (コモンセンス・ペアレンティング)	育児不安を抱える保護者や虐待的関わりをしてしまう父母等に対して、コモンセンス・ペアレンティングの方法を用いた子育てプログラムを提供し、親子関係の改善を図る。	子) 児童福祉総合センター

用語の説明

コモンセンス・ペアレンティング

体系図

札幌市の虐待対応のイメージ図

## 基本目標 2 健やかに子どもを生み育てる環境づくり

### 課題と方針

近年、少子化・核家族化により、出産や子育てについての知識を習得する場が少なくなっており、初めての出産を控えた夫婦の多くは、不安や悩みを抱えています。

妊娠期の不安はその後の育児にも大きな影響を及ぼすため、不安の軽減を図り、安心して出産し子育てできるような、妊娠期から一貫した相談支援体制を整備することが重要となります。

札幌市では、妊婦健康診査の公費負担を14回に増やしたほか、全国に先駆けて産婦人科救急電話相談など、周産期の医療体制確保に取り組み、母子ともにより安全に出産できる体制を整えてきました。

しかし最近では、妊娠中に健康診査を全く受診しない妊婦や十分な回数を受診しない妊婦の存在が社会問題となっています。

安全・安心な出産については、有識者等による「札幌市産婦人科救急医療対策協議会」で検討を進めてきたところであり、この協議会の報告をもとに、今後、妊婦の健康診査未受診を防止するための普及啓発等を推進していきます。

また、不妊で悩む夫婦が増えておりますが、不妊治療の中には医療保険が適用されないものもあり、経済的負担や精神的な負担から治療をあきらめざるを得ない方もいます。

札幌市では、特定不妊治療費の一部助成や相談体制を整備していますが、今後もこれらの取り組みを引き続き推進していく必要があります。

さらに、生まれてきた子どもが健やかに育つことを目的として実施している、乳幼児健康診査や各種相談、普及啓発事業についても、より一層、進めていきます。

### 重点項目 5 未受診妊婦防止・解消に向けた普及啓発事業 [施策1]

母子の安全を確保し、産婦人科医師の負担を軽減するために、妊娠後、出産まで定期的な妊婦健診を受けないいわゆる「未受診妊婦」の防止及び解消に向けた普及啓発を、平成23年度まで集中的に実施します。

保) 保健所

### 重点項目 6 妊婦支援相談事業 [施策1]

新

保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、必要な場合には、家庭訪問等により継続的に支援します。

保) 保健所

### 重点項目 7 不妊治療支援事業 [施策1]

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に係る費用の一部を助成し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。

保) 保健所

### 重点項目 8 産婦人科救急医療運営事業 [施策2]

産婦人科救急医療機関の空きベッド状況を確認して搬送依頼に迅速に対応する「産婦人科救急情報オペレーター業務」及び産婦人科疾患に関する相談を受けることで妊婦の不安を解消する「産婦人科救急電話相談」を引き続き実施していきます。

保) 保健所

## 重点項目 9 乳幼児健康診査の充実【施策 3】

4 か月児、10 か月児（再来）、1 歳 6 か月児、3 歳児に対する健康診査を保健センターで実施し、「疾病や障がいの早期発見」「健全な発育・発達の促進」「育児不安の軽減」を図ります。

なお、3 歳児健診時に新たに聴覚障がいの早期発見体制を強化するとともに、未受診者の状況確認等について、より一層強化していきます。

保) 保健所

## 基本施策 1 安心して妊娠・出産できる体制づくり

すべての妊婦が、より安全で安心な出産を迎えることができよう、妊婦健康診査費用の公費負担制度等を広く周知し、未受診妊婦の解消を図るとともに、妊娠期の不安軽減や育児に関する知識や技術の提供を図り、妊娠期から一貫した相談支援体制の整備に努めます。

また、子どもを望む夫婦が、あきらめずに不妊治療を続けられるよう、経済的・精神的な支援を続けます。

### 【安全な妊娠・出産への支援】

番号	事業名	事業概要	担当部
2-1-1	【新規】未受診妊婦防止・解消に向けた普及啓発	重点項目 5 を参照	保) 保健所
2-1-2	妊婦一般健康診査	「より安全で安心な出産」を迎えるために、公費負担により、14 回の健康診査を実施する。	保) 保健所
2-1-3	妊婦甲状腺機能スクリーニング	妊娠初期に甲状腺機能の検査を行って早期発見・治療することにより、流産や早産、妊娠中毒症などの未然防止、出生児の甲状腺機能などへの影響を未然に防止する。	保) 衛生研究所

### 【妊娠期の不安軽減・子育ての知識や技術の提供】

番号	事業名	事業概要	担当部
2-1-4	【新規】妊婦支援相談事業	重点項目 6 を参照	保) 保健所
2-1-5 再掲 (2-3-12)	妊産婦・母性・女性の健康相談	妊娠中や産後の健康管理、思春期の身体と心の変化、不妊、更年期障害等、女性の健康に関する相談を保健センターで実施する。	保) 保健所
2-1-6	母親教室・両親教室・ワーキングマタニティスクール	初めての出産を迎える夫婦に、妊娠・出産・育児の知識を普及し、親としての意識が高まるよう、「講義・実習・交流会」等を実施する。	保) 保健所
2-1-7	マタニティクッキング教室	初めての出産を迎える妊婦に、妊娠中の食生活の重要性を普及啓発する料理教室を保健センターで実施する。	保) 保健所

### 【不妊治療を受ける夫婦への支援】

番号	事業名	事業概要	担当部
2-1-8	不妊治療支援事業	重点項目 7 を参照	保) 保健所

## 基本施策2 周産期医療及び小児医療体制の充実

産婦人科疾患についての相談を受けることで妊婦の不安を軽減するとともに、産婦人科救急患者が迅速に適切な治療を受けられる体制を、引き続き継続していきます。

また、子どもの医療については、夜間・休日の救急医療体制を確保し、また、医療費を助成することで、安心して医療を受けられる体制を維持します。

番号	事業名	事業概要	担当部
2-2-1	産婦人科救急医療運営事業	<u>重点項目8を参照</u>	保)保健所
2-2-2	夜間急病センター	夜間急病センター(小児科の診療時間:19時~翌朝7時)の運営により、夜間の急病患者の医療を確保する。	保)保健所
2-2-3	土曜午後・休日救急当番運営事業	土曜午後及び日曜・祝祭日に当番体制を組むことにより、休日昼間の急病患者の医療を確保する。	保)保健所
2-2-4	二次救急医療機関運営事業	救急医療機関との円滑な連携体制のもとに、休日夜間等に入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療を確保する。	保)保健所
2-2-5	小児慢性特定疾患対策の充実	小児慢性特定疾患児の療養支援を実施し、子育て家庭の医療費の軽減を図る。また、療養生活における不安の解消を図るため、療育に関する相談、指導を行う。	保)保健所
2-2-6	障がい児医療訓練事業	心身に障がいのある乳幼児を早期に診断し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法などを行う。	子)児童福祉総合センター
2-2-7	子ども医療費助成	小学生までの子どもに対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成する。	保)保険医療・収納対策部

## 基本施策3 子どもと母親の健康を守る取り組み

子どもが健やかに育つよう、疾病・障がいの早期発見が図られる体制及びきめ細やかに相談を受けられる体制を維持します。

また、子どもの健康維持に重要な「食育」を推進するとともに、母親となる女性が健康を維持できるような健診体制も確保していきます。

### 【疾病や障がいの早期発見】

番号	事業名	事業概要	担当部
2-3-1	乳幼児健康診査の充実	<u>重点項目9を参照</u>	保)保健所
2-3-2	新生児マス・スクリーニング	全新生児を対象に、先天性代謝異常疾患を早期発見するための検査を実施する。なお、乳児突然死やインフルエンザ脳症等の未然防止も含めて対象疾患の追加を検討する。	保)衛生研究所
2-3-3	神経芽細胞腫マス・スクリーニング	1歳6か月児を対象に神経芽細胞腫を早期発見するための検査を実施する。	保)衛生研究所
2-3-4	胆道閉鎖症スクリーニング	生後1か月児を対象に、胆道閉鎖症を早期発見するための検査を実施する。	保)衛生研究所

【疾病や事故の予防】

番号	事業名	事業概要	担当部
2-3-5	チャレンジむし歯ゼロセミナー	1歳～2歳の乳幼児と保護者に対しての、食生活や歯磨きの集団指導を保健センターで実施する。	保)保健所
2-3-6	乳幼児期から始める生活習慣病予防啓発	保護者を対象に、生活リズムや食生活、歯の健康等に関する啓発を実施する。	保)保健所
2-3-7	子どもの事故予防、心肺蘇生法の普及啓発	乳幼児の家庭内における事故予防や心肺蘇生法等に関する正しい知識の普及啓発を実施する。	保)保健所
2-3-8	予防接種の推進	乳幼児を対象に、予防接種法に基づく予防接種(麻しん、風しん等)を実施する。	保)保健所

【親を対象とした相談・指導】

番号	事業名	事業概要	担当部
2-3-9	乳幼児精神発達相談	発達に心配のある乳幼児とその親に対し、子どもの発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図るため、保健センターで個別の発達相談を行う。	保)保健所
2-3-10 再掲 (1-2-7)	母子保健訪問指導事業	重点項目4を参照	保)保健所
2-3-11 再掲 (1-2-8)	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	市内の医療機関において「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、家庭訪問等による育児支援を行う。	保)保健所
2-3-12	妊産婦・母性・女性の健康相談	妊娠中や産後の健康管理、思春期の身体と心の変化、不妊、更年期障害等、女性の健康に関する相談を保健センターで実施する。	保)保健所

【食育の推進】

番号	事業名	事業概要	担当部
2-3-13	「食育」の推進事業	「食育推進計画」に基づき、子どもの生活習慣を向上させるため、「北海道型食生活」の普及啓発を行う。	保)保健所
2-3-14	離乳期講習会	生後3～7か月児の親を対象に、離乳食についての講習会を保健センターで実施する。	保)保健所
2-3-15	親子料理教室	幼児、小・中学生と親を対象に、健康づくりのための食生活を学ぶ料理教室を、保健センターや学校で実施する。	保)保健所
2-3-16	たのしい保育所給食の推進	保育所において、保育所給食の献立作成、食育に関する情報提供を実施することで、保育所給食を通した「子ども一人ひとりの食べる力」をはぐくむ。	子)子育て支援部

【女性の健康支援】

番号	事業名	事業概要	担当部
2-3-17	女性のフレッシュ健診	生活習慣病予防を目的に、18歳～39歳の女性を対象に、健康診断と骨粗しょう症健診を実施する。	保)保健所
2-3-18	乳がん健診	乳がんの早期発見を目的に、40歳以上の女性を対象に、乳がん健診を実施する。	保)保健所
2-3-19	子宮がん健診	子宮がんの早期発見を目的に、20歳以上の女性を対象に子宮がん健診を実施する。	保)保健所

## 基本施策4 思春期の心と身体の健康づくり

思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や心の健康相談などの充実を図るとともに、関係者の連携により、家庭・学校・地域における支援システムを引き続き整備していきます。

番号	事業名	事業概要	担当部
2 4 -1	若者の性に関する知識の普及啓発	医療機関等との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感感染症罹患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を充実する。	保) 保健所
2 4 -2	思春期ヘルスケア事業	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性・たばこ等に関する健康教育を行う。	保) 保健所
2 4 -3	思春期精神保健ネットワーク会議	思春期の精神保健に携わる関係機関（保健福祉・医療・教育・司法）が情報を共有し、困難ケースの検討等を行い、連携を強化する。	保) 保健福祉部
2 4 -4	思春期特定相談事業	心の問題に悩む青少年や家族の相談を受けて支援するとともに、青少年に関わる専門職への指導・助言や研修会等を開催する。	保) 保健福祉部

用語の説明  
" マス・スクリーニング "

用語の説明  
" 食育 "

## 基本目標 3 働きながら子育てできる社会づくり

### 課題と方針

働きながら子育てできる社会を実現するためには、企業における取り組みが重要です。平成 19 年に札幌市内の企業に対して実施したアンケート調査では、88.6%の企業が「仕事と生活のバランスがとれてこそ、よりよい仕事の成果が得られる」と考えている一方で、「仕事と家庭の両立を（法律の範囲を超えて）積極的に支援している（していきたい）」と考えている企業は、46.4%に留まっており、今後も、ワーク・ライフ・バランスの重要性について、さらなる普及啓発が必要と考えられます。

なお、法律の範囲を超えた積極的な取り組みは難しいと考えている企業の 68.1%が、その理由を「費用や人に余裕がないため」と答えています。

このような状況を踏まえ、今後より一層、ワーク・ライフ・バランスを進めるためには、企業への何らかの支援が効果的であり、同時に、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みを積極的に実施することが、従業員のみならず企業にとってもメリットのあることを積極的に PR していく必要があります。

札幌市では、これまでも、積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を認証し、アドバイザーの無料派遣や初めて育児休業を取得した従業員が出た中小企業には助成金を支給するなどしてきましたが、今後も同様の取り組みを進め、支援内容を検証しながら、ワーク・ライフ・バランスの更なる普及を目指していきます。

一方、子育てをしながら安心して働き続けるためには、十分な数の保育所を整備することが必要です。札幌市では、順次、認可保育所を整備してきましたが、利用希望も急激に増加しており、依然として待機児童が解消されない状況にあります。

また、就労形態や就労時間が多様化している現在では、仕事を続けていくためには、平日の昼間の保育だけでなく、延長保育など、多様な保育サービスを確保する必要があります。

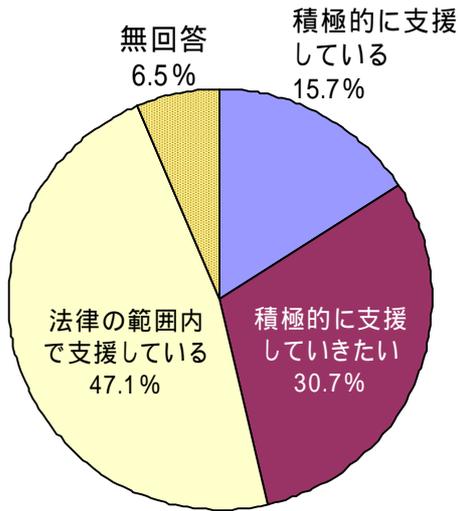
今後とも、認可保育所の整備を重点的に進めるとともに、保育所以外場で実施する「家庭的保育事業」の実施を検討するとともに、子育て家庭のニーズに合った保育サービスを確保していく必要があります。

さらに、子どもの病気により何日も仕事を休まなければならないことで、多くの子育て家庭が苦勞しています。札幌市では、病気回復期にある児童（生後 5 か月～小学 3 年）を、就業などによって家庭で保育できない保護者に代わって、病院等に付設した施設において一時的に預かる事業を既に実施していますが、子育てと就労の両立が可能な環境づくりの一助として、今後、実施施設の増なども含め、利便性の向上が図られるよう検討を進めていきます。

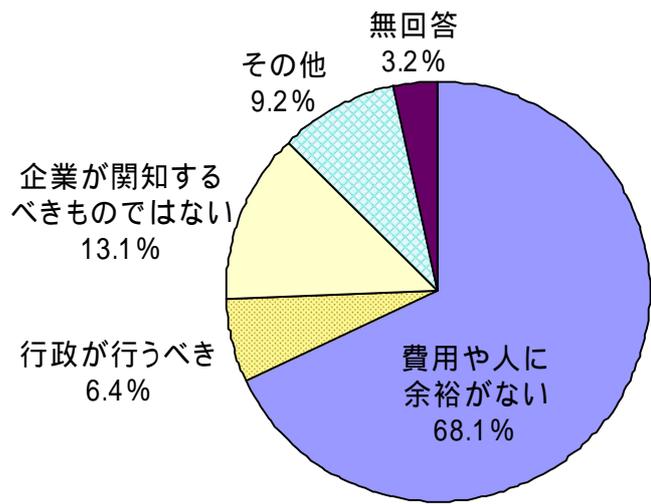
このように、量的な充実を進めていくのはもちろんですが、人間形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの成長に大きな影響を及ぼす保育所においては、保育環境や保育内容の「質」を向上させる取り組みも重要です。

現在では、子育て家庭への支援、障がい児の受け入れ、地域の子育て支援の拠点としての役割等、多くの役割が保育所に求められるようになっており、専門性の向上をはじめとした保育の「質」の向上に、計画的に取り組んでいく必要があります。

「仕事と家庭の両立支援」についての考え



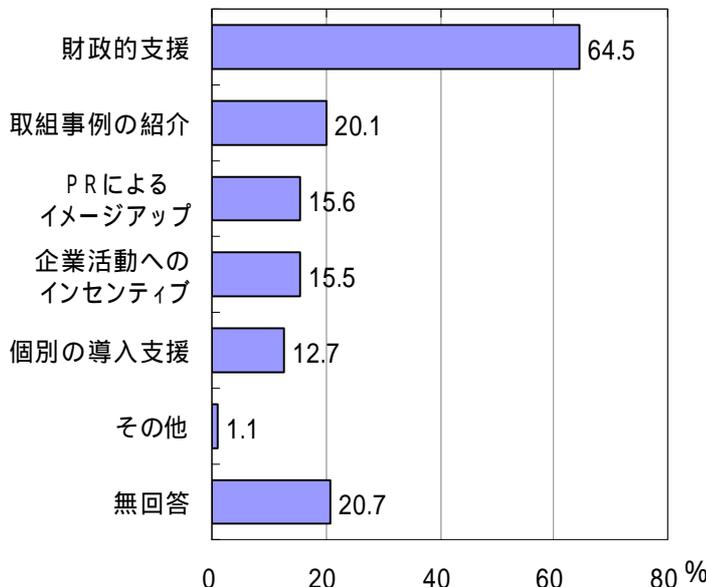
(支援を) 法律の範囲内とする理由



<資料> 企業における仕事と家庭の両立支援に関する調査

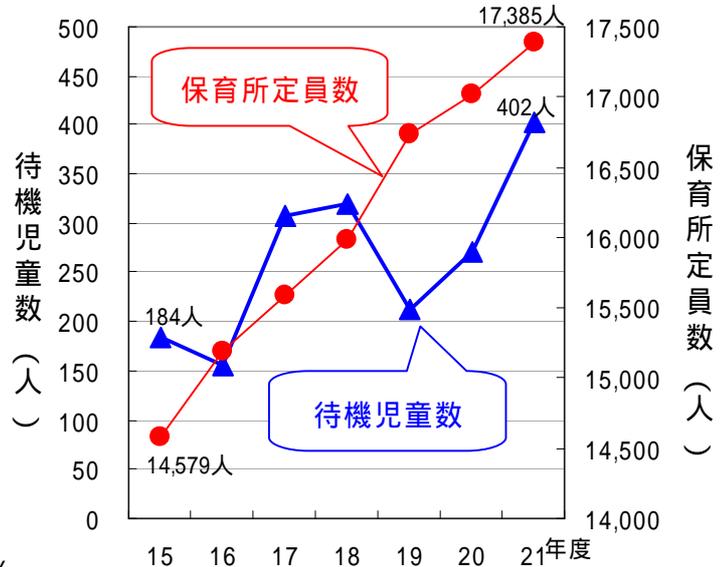
<資料> 企業における仕事と家庭の両立支援に関する調査

望まれる行政の支援



<資料> 企業における仕事と家庭の両立支援に関する調査

待機児童数の推移



<資料> 札幌市子育て支援部

**重点項目 10 ワーク・ライフ・バランス取組企業応援事業 [施策1]**

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発と取り組みの促進を目的に、積極的に取り組む企業を、市独自の基準で認証し、合わせて認証企業に対する支援（アドバイザー派遣・助成金支給）を引き続き実施していきます。

子) 子ども育成部

**重点項目 11 認可保育所整備事業 [施策2]**

待機児童の解消を目指して、認可保育所の創設や増改築等の整備を進めて定員を増やすとともに、保育者の居宅などを利用した「家庭的保育」等、増大する保育需要に対応する事業の実施を検討していきます。

子) 子育て支援部

## 重点項目 12 就労形態に応じた多様な保育サービス [施策3]

### 延長保育事業

就労形態の多様化及び通勤時間の増加等に伴う保護者の延長保育に対する需要に応えるため、通常の開所時間（午前8時～午後6時）より早朝1時間早い開所を促進し、さらに夕刻の1時間または2時間の延長保育の実施箇所数を拡充していきます。

### 休日保育事業

就労形態の多様化に伴う日曜・祝日に勤務する保護者の需要に応えるため、認可保育所における日曜・祝日の保育の実施を検討します。

子) 子育て支援部

## 重点項目 13 医療機関併設施設で行なう病後児デイサービス事業 [施策3]

病気回復期にある児童（生後5か月～小学3年）を、就業などによって家庭で保育できない保護者に代わって、病院等に付設した施設において一時的に預かります。

子育てと就労の両立が可能な環境づくりの一助として、全市的に利便性の向上が図られるよう、検討を進めていきます。

子) 子育て支援部

## 基本施策 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を認証するとともに、所定の要件を満たした企業には助成金を支給するなど、実効性のある取り組みを進めていきます。

また、男女共同参画の観点や雇用の観点など、関係する分野が連携して、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めます。

番号	事業名	事業概要	担当部
3-1-1	ワーク・ライフ・バランス取組企業応援事業	重点項目 10 を参照	子) 子ども育成部
3-1-2	快適な職場づくり支援事業	ワーク・ライフ・バランスや労働条件等の様々な問題について、解決のために必要な知識の提供や各種相談機関を紹介するためのリーフレット作成などを実施する。	経) 雇用推進部
3-1-3	市内企業に対する啓発事業	企業向け情報誌「経済情報さっぽろ」等で、市内の中小企業等に対して、長時間労働の是正、育児休業の取得促進、子育て後の再就職システムの確立等に関する理解と協力を求める。	経) 産業振興部
3-1-4	育児休業法等の普及啓発	ポスターやパンフレットの掲示、ホームページ等を活用し、企業や市民に対して育児休業法等の普及啓発を行う。	経) 雇用推進部
3-1-5	仕事と家庭の両立を促進するための啓発	家事・育児などの責任を男女が共に担い、結婚・出産時においても継続して働き続けることができるよう、男女問わず仕事と家庭の両立を促進するための啓発を行う。	市) 男女共同参画室
3-1-6	女性の再就職支援事業	就業サポートセンターにおいて、セミナー、カウンセリングを組み合わせた職業相談、職業紹介を行うことにより、再就職を目指す女性に対する就職活動を支援する。	経) 雇用推進部

## 基本施策 2 保育所の整備

計画的に認可保育所の整備を進め、定員を増やし、増大する保育需要に対応していきます。

番号	事業名	事業概要	担当部
3-2-1	認可保育所整備事業	重点項目 11 を参照	子) 子育て支援部

### 基本施策3 保育サービスの質の向上

保育所職員の研修のあり方など、質の向上に向けた取り組みを計画化するとともに、認可外保育施設についても、保育内容や保育環境の把握、指導に努めます。

番号	事業名	事業概要	担当部
3-3-1	保育の質の向上	保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、保育所職員を対象とした研修を体系化するとともに、保育実践の改善・向上に関する研修と調査研究を実施する。	子)子育て支援部
3-3-2	認可外保育施設立入調査(巡回指導)	認可外保育施設の保育内容・保育環境の向上のため、立入調査(巡回指導)及び立ち上げ時の事前指導を行う。	子)子育て支援部

### 基本施策4 働き方に合わせた多様なサービス

現在実施している延長保育等の拡充に努めるとともに、地域の力を活用するなどして、子育て家庭のニーズに合った保育サービスを展開していきます。

番号	事業名	事業概要	担当部
3-4-1	延長保育事業	重点項目12を参照	子)子育て支援部
3-4-2	休日保育事業	重点項目12を参照	子)子育て支援部
3-4-3	夜間保育事業	就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時(一部は午後10時)までの保育を実施する。	子)子育て支援部
3-4-4	医療機関併設施設で行う病後児デイサービス事業	重点項目13を参照	子)子育て支援部
3-4-5	子育て支援短期利用事業(ショートステイ)	家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設で児童を一時的に預かる。	子)子育て支援部

### 基本施策5 児童クラブ等における留守家庭への支援

小学校入学後も、安心して働けるよう、放課後に保護者が就労等により不在となる小学校低学年児童の居場所を確保します。

番号	事業名	事業概要	担当部
3-5-1	留守家庭児童対策事業(児童クラブ)	放課後に保護者が就労等により不在となる小学校低学年児童に対して、児童会館やミニ児童会館に、安全で安心して過ごせる居場所を提供する。	子)子ども育成部
3-5-2	民間児童育成会助成金	放課後に保護者が就労等により不在となる小学校低学年児童を対象に、安全で安心して過ごせる居場所を提供している「民間児童育成会」に対して、助成金を交付する。	子)子ども育成部

## 基本目標4 すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり

### 課題と方針

平成21年2月に行った「札幌市子育てに関する実態・意向調査」では、4割から5割の親が「子育てに対する不安感や負担感を感じている」と回答しています。5年前の調査よりは減少しているものの、依然として子育てに対する不安・負担は大きい状況といえます。

地域のつながりが弱まっていること、札幌市では特に三世帯同居が少なく、子育てをするうえで頼りになる親族と離れて住んでいる世帯が多いことなどにより、子育て世帯が孤立する傾向があることが、不安感の背景にあると考えられます。

札幌市では、「地域・区・全市の三層構造」体制により、すべての家庭を視野に入れた全市的な子育て支援を展開してきました。

これまでの取り組みとして、市内の各地域においては、乳幼児を持つ親子が自由に集い交流できる地域主体の子育てサロンの立ち上げを推進し、ほぼすべての小学校区に設置されるなど、市民と行政が連携した子育て支援の環境づくりの輪が大きく広がりをを見せています。

また、区においては、区保育・子育て支援センター（ちあふる）を区における子育て支援の中心的役割を担う施設と位置づけ、順次設置しているところです。さらには、全市的な子育て支援の中核を担う施設として「札幌市子育て支援総合センター」を平成16年度に設置し、子育て支援体制の骨格が整備されてきています。

今後は、より効率的に子育て支援策を展開するため、三層構造による子育て支援体制の検証を進めるとともに、区保育・子育て支援センターのさらなる増設や、地域の多様な資源を活用した子育てサロンの質的拡充などを図っていく必要があります。

また、安心して子育てをするためには、子育てに伴って生じる悩みごとを気軽に相談できる体制が必要です。札幌市では現在でも様々な分野における相談窓口を設置していますが、今後も相談を受ける体制を維持するとともに、子育て家庭への周知をより一層図っていく必要があります。

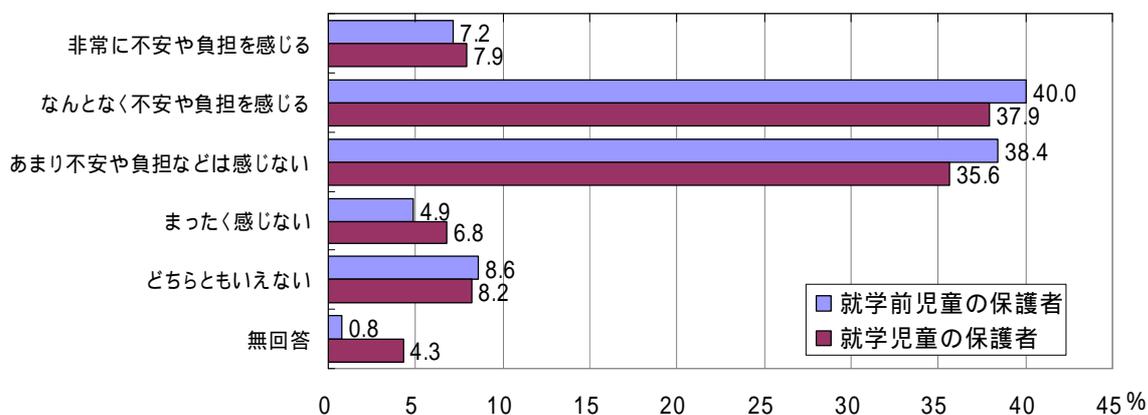
さらに、多様化する子育て支援のニーズに対応するため、子育ての援助を受けたい人と援助したい人による会員組織により、地域で子育て家庭を支える「さっぽろ子育てサポートセンター事業」を拡充します。

経済的な支援については、特に20代～30代の子育て世代の半数以上が「子育て家庭への経済的な支援策」を求めています。

国の制度として実施している事業については、さらなる制度の充実を求めていく必要があります。また、厳しい財政状況ではありますが、市独自で検討できるものについては、子育て家庭全体を視野に入れて、受益と負担の均衡を図りながら今後も実施していく必要があります。

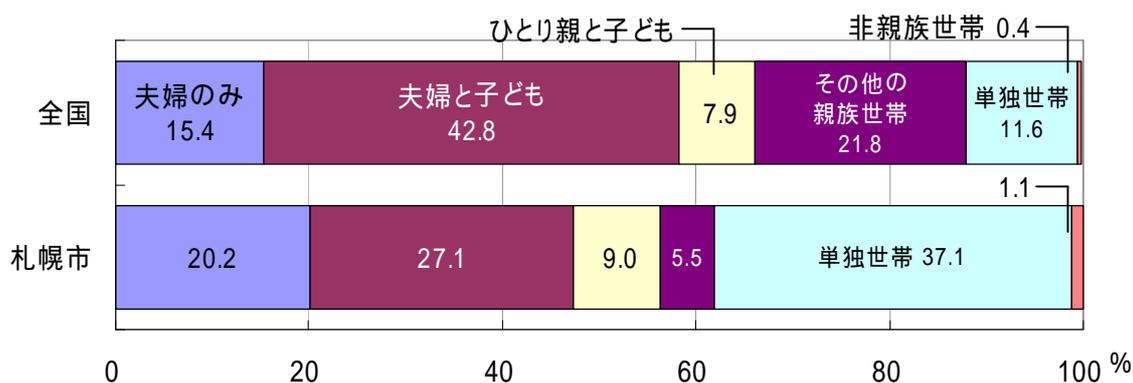
さらに、昨今、親の所得格差が子どもの教育環境に影響を与えていることが指摘されています。家庭の経済状況によって子どもの進学の可能性が狭められることのないよう、奨学金など、子どもに直接に利益を与える制度の充実を検討する必要もあります。

子育ての不安感・負担感



<資料> 札幌市子育てに関する実態・意向調査

世帯類型割合（平成 17 年）



<資料>厚生労働省「国勢調査」

### 重点項目 14 地域での子育てサロン【施策 1】

子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンの立ち上げや運営の支援を行うほか、引き続き地域の児童会館で子育てサロンを開催します。

さらに、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、質的な拡充を図っていきます。

子) 子育て支援部

### 重点項目 15 企業・団体と連携した多様な子育て支援事業【施策 1】

企業・団体等から寄贈される絵本の受け入れや、子育てイベントの共催のほか、商業施設の空きスペースを活用した子育て支援事業の展開など、企業や団体と協働で子育て支援に取り組みます。

子) 子育て支援部

### 重点項目 16 一時預かり事業【施策 1】

断続的・短時間就労や、傷病、冠婚葬祭、育児に伴う心理的・身体的な負担を解消する等の場合に、認可保育所等において一時的に保育を実施する「一時預かり事業」について、拡充を検討していきます。

子) 子育て支援部

### 重点項目 17 区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備事業【施策 1】

保育所機能の他にさまざまな子育て支援機能を持った、区における子育て支援の中心的役割を担う「区保育・子育て支援センター（ちあふる）」を整備します。

既に 5 区に設置しており、残りの区の整備について、既存の公共施設の活用を含め、検討を進めていきます。

子) 子育て支援部

## 重点項目 18 児童家庭支援センター運営費補助事業 [施策 2]

児童福祉施設の職員が、児童相談所との連携の下で、24 時間体制で子育てに関する様々な相談を受け、必要な支援を行っていきます。

子どもに関する問題が複雑化・多様化するなかで、地域に密着した場において、児童福祉の専門職が子育ての悩みに迅速に対応できる体制がより一層求められていることから、増設を図っていきます。

子) 児童福祉総合センター

## 重点項目 19 奨学金 [施策 3]

能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な子どもに返還義務のない奨学金を支給します。支給人員を増やし、事業のより一層の充実を図っていきます。

教) 学校教育部

## 基本施策 1 地域における子育て支援の推進

地域の様々な資源を活用した子育て支援体制の充実を図るとともに、社会全体の啓発活動も進めます。

番号	事業名	事業概要	担当部
4-1-1	地域での子育てサロン	重点項目 14 を参照	子) 子育て支援部
4-1-2	地域子育て支援事業	子育てに関する情報提供、出前子育て相談を含む各種相談、育児サークルの支援、子育てアドバイザーやボランティアの育成など、地域で子育て家庭を支えるための様々な取り組みを実施する。	子) 子育て支援部
4-1-3	さっぽろ子育てサポートセンター事業	子育ての援助を受けたい人と提供したい人による会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援しており、今後は、病児・病後児預かりサービスについて、拡充を検討する。	子) 子育て支援部
4-1-4	企業・団体と連携した多様な子育て支援事業	重点項目 15 を参照	子) 子育て支援部
4-1-5	一時預かり事業	重点項目 16 を参照	子) 子育て支援部
4-1-6	区保育・子育て支援センター(ちあふる)整備事業	重点項目 17 を参照	子) 子育て支援部
4-1-7	地域子育て支援センター事業	地域の保育所を活用して、子育て家庭を対象とした育児相談、施設開放による育児サークルへの支援などを実施する。	子) 子育て支援部
4-1-8	子育て支援総合センター事業	全市の子育て支援事業の拠点として、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、交流の場の提供、講座の開催、ボランティア育成などを実施する。	子) 子育て支援部
4-1-9	男女共同参画センターにおける子育てサポートボランティア事業	子育てボランティアを養成し、男女共同参画センターが主催する事業において託児を行うほか、子育て中の親の交流の場として「親子サロン」を開催する。	市) 男女共同参画室
4-1-10	図書館(室)における読み聞かせ事業	中央図書館、地区図書館、地区センター図書室の一部で、保護者や乳幼児に読み聞かせを定期的実施する。	教) 中央図書館

4-1-11	さっぽろ市民子育て支援宣言事業	「子育て家庭にやさしいまち」を目指し、市民や企業が「自らができる子育て支援行動」を意思表示（宣言）することで、子育て支援の意識向上を図る。	子）子育て支援部
--------	-----------------	---	----------

「説明  
地域 区 市の三層構造」

## 基本施策2 子育て家庭に対する相談・支援体制の充実

子育て家庭の不安軽減を目的に相談窓口を設置してきめ細やかな相談体制を構築するとともに、適切な情報提供に努めます。

番号	事業名	事業概要	担当部
4-2-1	児童家庭支援センター運営費補助事業	重点項目 18 を参照	子）児童福祉総合センター
4-2-2	育児不安保護者支援事業（くりのみグループ）	子育てに不安・困難のある保護者に、自己表現や意見交換、専門職からの助言を通して自己解決能力を高める自由な話し合いの場を設ける。	子）児童福祉総合センター
4-2-3	家庭児童相談員の配置事業	各区に、家庭・児童問題の相談窓口を設け、関係機関や団体等との連携を図りながら問題解決にあたる。	子）児童福祉総合センター
4-2-4	幼児教育相談	保護者から、就学前の幼児の「発達上の問題」「適応上の問題」「子育ての悩み」に関する相談を受け、支援する。	教）学校教育部
4-2-5	教育相談	児童生徒、保護者、教員等に対して、「不登校」や「特別支援教育」等に関わる相談支援を行う。	教）学校教育部
4-2-6 再掲 (1-1-4)	子どもの権利救済機関の運営（子どもアシストセンター）	権利侵害からの迅速かつ適切な救済を図り、子どもの権利保障を進めるため、公的第三者の立場で、子ども自身や保護者等からの相談を受け助言や支援を行う。また、救済の申立てまたは自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請、制度の改善を求める意見の表明等を行う。	子）子どもの権利救済事務局

## 基本施策3 経済的な支援の取り組み

経済的な理由から進学が難しい子どもを減らすために奨学金制度を拡充するとともに、子育て家庭の負担軽減を目的に、受益と負担の均衡を図りながら制度の維持・拡充に努めます。

### 【教育の機会を広げるための給付】

番号	事業名	事業概要	担当部
4-3-1	奨学金	重点項目 19 を参照	教）学校教育部
4-3-2	特別奨学金	技能習得を目的とした学校に学ぶ、生活困難な世帯の子どもに対し、奨学金を支給する。	子）子育て支援部

### 【子育て家庭の負担軽減】

番号	事業名	事業概要	担当部
4-3-3	保育所保育料の軽減	保育所保育料を国の徴収金基準額より低額に設定するとともに、国に対して、徴収金基準額の改善・見直しを要望する。	子）子育て支援部
4-3-4	私学助成	私立幼稚園の入園料・保育料の一部を助成するほか、公私格差の緩和のため、私立の幼稚園・小中学校・高等学校の教材教具の購入費等に対して補助を行う。	教）学校教育部

4-3-5	就学援助	経済的理由により就学困難と認められる小・中学生が、支障なく義務教育を受けられるよう、保護者に対し、その就学に必要な援助を行う。	教) 学校教育部
4-3-6	助産施設	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が入所して助産を受けられる「助産施設」を維持する。	子) 子育て支援部
4-3-7	災害遺児手当	災害による遺児を扶養する方に災害遺児手当並びに災害遺児入学及び就職支度資金を支給する。	子) 子育て支援部
4-3-8	特定優良賃貸住宅を活用した子育て支援事業	既存の特定優良賃貸住宅を活用して、子育て世帯に対する家賃の補助を拡大することで経済的負担を軽減し、子育てしやすい良質な住宅を提供する。	都) 市街地整備部

～子育て世帯を対象にした手当～

経済的な支援としては、法律で定められた手当制度があります。

全国どこでも同じ取り扱いになっており、要件や金額も同じです。

- 1 児童手当  
小学校終了前までの子どもを養育する保護者等を対象にした手当
- 2 児童扶養手当  
母子家庭等で子どもを養育する母親等を対象にした手当
- 3 特別児童扶養手当  
身体または精神に障がいのある子どもを養育する保護者等を対象にした手当
- 4 障害児福祉手当  
重度の障がいのある子どもを対象にした手当

## 基本目標 5 特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり

### 課題と方針

児童虐待の増加等を背景として、保護者による養育が難しいために児童養護施設等で養育を受ける子ども（社会的養護が必要な子ども）が増加しており、虐待をはじめとする不適切な養育環境で育った子どもたちには、心の傷を負い、情緒的な問題を抱える場合が多いことが指摘されています。

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会では、社会的養護にあっては、家庭的な環境の下で特定の大人との愛着関係を形成し、個別的なケアによる養育が必要との見解を示しています。

札幌市においても、虐待を受けて心に傷を負う子どもたちが増加している現状を受けて、里親や既存施設におけるケア単位の小規模化の推進を検討するなど、家庭的な養育体制の整備が求められています。

また、社会的養護の下で育った子どもたちは、自立の際にも保護者からの適切な支援を受けられない実態があります。このような子どもたちの自立を援助する方策として、自立援助ホーム事業の実施を検討します。

さらに、施設等において、子どもたちが質の高い支援を受けられるよう、職員研修などをはじめとする質の向上を図るほか、入所児童の権利を擁護する取り組みを進めていきます。

身体障がい、知的障がい、発達障がい等に関しては、早期発見及び早期の適切な療育が必要とされます。札幌市では、現在も様々な方法で早期発見・早期療育に取り組んでいます。今後も、不安を抱える親の心情に寄り添いながら、適切な支援を進めていくとともに、負担軽減のために各種サービスを引き続き実施していきます。

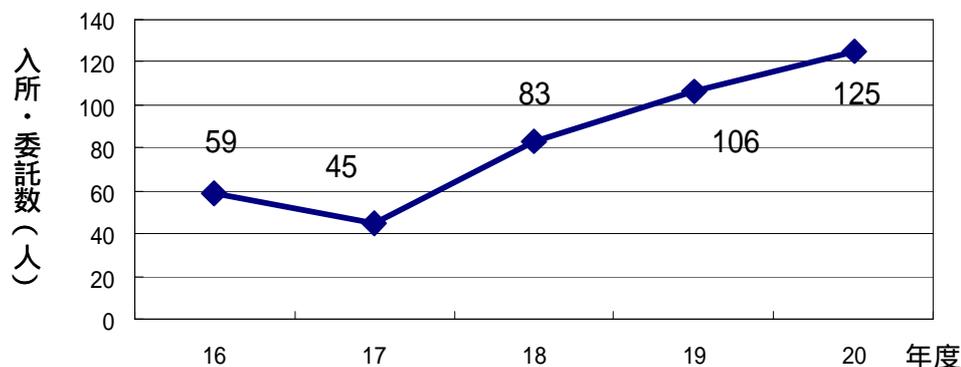
また、「障がいの有無に関わらず、同じように当たり前に生活できる」という、ノーマライゼーションの理念の下、障がいのある子どもが、幼稚園・保育園・児童会館などにおいても、必要な支援を受けながら健常児とともに過ごせるような体制に努めるとともに、学校教育の場面でも、住み慣れた地域の学校で、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が受けられる環境づくりを進めていきます。

また、札幌市は、全国平均と比べて離婚率が高く、母子家庭は増加傾向にあります。ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担っており、子どもの養育、住居、収入など様々な面において困難に直面しています。

特に収入面では、平成 19 年度に札幌市が実施した調査で、母子家庭のうち 71.3%が年収 250 万円未満となっており、生活に困窮していることがうかがわれます。

札幌市では、平成 20 年に「札幌市母子家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長を目的とした取り組みを進めてきましたが、今後も同様の取り組みを進めていき、母子家庭の自立を援助していきます。

虐待を理由として施設入所または里親に委託された児童数



<資料> 札幌市児童福祉総合センター

政令市の離婚率（平成20年）

札幌	2.42	名古屋	2.07
仙台	1.93	京都	1.92
さいたま	1.81	大阪	2.73
千葉	2.04	堺	2.29
横浜	2.03	神戸	2.05
川崎	2.03	広島	2.03
新潟	1.60	北九州	2.25
静岡	1.77	福岡	2.25
浜松	1.70	-	-

<資料> 厚生労働省「人口動態統計月計年報」

母子家庭の収入状況

150万円未満	24.7
150～200万円未満	27.4
200～250万円未満	19.2
250～300万円未満	10.5
300～350万円未満	5.4
350～400万円未満	2.8
400～450万円未満	2.3
450～500万円未満	1.5
500万円以上	2.3
無回答	3.8

<資料> 母子家庭等自立促進計画

## 用語の説明

### 〔社会的養護〕

= 親がいない子どもたちや、親がいても様々な事情によりともに暮らすことができないなど、家庭での養育を受けられない子どもたちのために、家庭に代わって社会が用意する養育環境のことです。

現在、乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設で養育するいわゆる「施設養護」と、里親制度を代表とする、子どもを家庭的な環境の中で養育する「家庭的養護」があります。

## 重点項目 20 家庭的な養育環境の整備 [施策1]

家庭で養育できない事情のある子どもを自宅で養育する里親を募集し、里親登録数の増加を目指すとともに、里親登録の際には必ず事前研修を行い、養育に関する知識と技術の習得を支援するほか、里親制度の普及啓発も図っていきます。また、自らの住居等（ファミリーホーム）で養育する団体等に対して助成する「ファミリーホーム事業」の実施についても検討していきます。

さらには、地域小規模養護施設を新たに設置するとともに、既存施設においてもより家庭的な養育が可能になるよう、ケア単位の小規模化の推進を検討します。

子) 子育て支援部  
子) 児童福祉総合センター

## 重点項目 21 幼稚園における特別な支援を必要とする幼児の支援体制の構築 [施策2]

私立幼稚園において、札幌市幼児教育振興計画に基づき、特別な支援を必要とする子どもに対して、園での支援体制や小学校との連携体制を構築します。

教) 学校教育部

## 重点項目 22 特別支援教育の推進体制の充実 [施策2]

学校において、障がい児が、障がいの程度や特性に応じた適切な教育を受けられるよう、「学びの手帳」の発行や、特別支援教育支援員の活用体制を整備するなどして、特別支援教育を推進していきます。

教) 学校教育部

## 基本施策 1 社会的養護の取り組み

家庭の養育が困難な子どもに対して、適切な養育環境を提供するとともに、必要に応じて自立に向けた支援を行います。

番号	事業名	事業概要	担当部
5-1-1	家庭的な養育環境の整備	重点項目 20 参照	子) 児童福祉総合センター 子) 子育て支援部
5-1-2	【新規】自立援助ホーム事業	義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所し、就職する児童が社会的自立を目指して共同で生活する「自立援助ホーム」を運営する団体等への助成の実施を検討する。	子) 子育て支援部
5-1-3	【新規】児童養護施設職員研修事業	施設等に入所している児童や家庭への支援の質を確保することを目的に、児童福祉施設職員等の研修体制を整備し、専門性の向上を図る。	子) 子育て支援部
5-1-4 再掲 1-2-1	【新規】児童相談所の体制強化	増加する児童虐待の早期発見及び対応により一層取り組むほか、必要に応じて、施設や里親で一時的に養育される児童のケアを継続的に行い、保護者との関係修復を進めていくため、区をはじめとした関係機関との連携強化を含め、児童相談所の体制強化に向けて検討を進めていきます。	子) 児童福祉総合センター

## 基本施策 2 障がいのある子ども・発達に遅れのある子どもへの支援

障がいのある子ども・発達に遅れのある子どもが、個々の力に応じて成長していけるよう、適切な療育の場や相談の場を確保するとともに、必要な福祉サービスを提供します。

また、学校教育や保育園・幼稚園など、あらゆる場において、適切な支援のもとに過ごせるよう、体制の整備を進めていきます。

### 【乳幼児期における早期療育】

番号	事業名	事業概要	担当部
5-2-1	療育支援事業（さっぽ・こども広場）	発達に心配のある子どもを対象に、市内 21 会場で療育支援を行い、子どもの発達を促すとともに、保護者の悩みや相談に応じ、適切な情報提供を行う。	子) 児童福祉総合センター
5-2-2	先天性障がい児早期療育事業	ダウン症などの先天性疾患がある乳幼児に、超早期療育により心身の発達を促すとともに、保護者への情報提供や育児支援を行う。	子) 児童福祉総合センター
5-2-3	重度重複障害児外来保育事業（のびのび広場）	重度重複障がいのある乳幼児や医療的ケアを必要とする乳幼児を対象に、小集団での保育や個別の保育を行うとともに、保護者への育児支援を行う。	子) 児童福祉総合センター
5-2-4	難聴幼児療育事業	乳幼児の聞こえに関する相談を受け、診察、検査、言語聴覚療法などを行うとともに、軽度から中程度の難聴幼児を対象とした小集団での指導を行う。	子) 児童福祉総合センター

【通所・通園による療育事業】

番号	事業名	事業概要	担当部
5-2-5	肢体不自由児通園施設事業	通園により、就学前の肢体不自由児に療育機能訓練を行うとともに、保護者に対して助言・援助を行う。障がい種別に関わらず支援する「心身総合通園施設」への移行を検討する。	子) 児童福祉総合センター
5-2-6	知的障害児通園施設事業	通園により、知的発達に心配のある障がい児に療育指導を行うとともに、保護者に対して助言・援助を行う。障がい種別に関わらず支援する「心身総合通園施設」への移行を検討する。	子) 児童福祉総合センター
5-2-7	重症心身障害児(者)通園事業	通園により、障害者支援施設において、重度の重複障がい児(者)に運動機能等に係る訓練・指導等を行う。	保) 保健福祉部
5-2-8	児童デイサービス	通園により、日常生活動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。	保) 保健福祉部

【幼稚園・保育園・児童会館での障がい児支援】

番号	事業名	事業概要	担当部
5-2-9	【新規】幼稚園における特別な支援を必要とする幼児の支援体制構築	重点項目 21 を参照	教) 学校教育部
5-2-10	障がい児保育事業(障がい児保育巡回指導含む)	保育に欠ける障がい児を保育所で受け入れ、集団保育をすることにより成長発達を促す。障がいの重度化・重複化や低年齢児の増加に対応し、受入体制や巡回指導体制の見直しを検討する。	子) 子育て支援部
5-2-11 (6-2-6)	【新規】児童会館等における障がい児対応の充実	児童会館やミニ児童会館が、障がい児にとっても放課後の居場所となるよう、受け入れ対応の充実を図る。	子) 子ども育成部

【学校における特別支援教育】

番号	事業名	事業概要	担当部
5-2-12	特別支援教育の推進体制の充実	重点項目 22 を参照	教) 学校教育部
5-2-13	特別支援学級の整備	障がい児が可能な限り地域の学校で学べるよう、新たな特別支援学級の開設や、簡易整備教室への追加整備等により、特別支援学級の整備を推進する。	教) 学校教育部
5-2-14	豊明高等養護学校における教育の充実	知的障がい児を対象とする「豊明高等養護学校」において、生徒の多様なニーズや新たな職域等への対応を図るため、職業学科のあり方を含めた教育内容について検討を行う。	教) 学校教育部

【家庭を支援する障がい福祉サービスと医療費助成】

番号	事業名	事業概要	担当部
5-2-15	居宅介護事業	食事・入浴・排せつ等の介護など、ホームヘルパーによる日常生活の支援を行う。	保) 保健福祉部
5-2-16	短期入所事業	保護者の病気・出産・事故・介護疲れにより家庭で介護できない場合に、障がい児を一時的に施設で預かる。	保) 保健福祉部
5-2-17	障害者(児)日常生活用具給付事業	家庭での日常生活を容易にするため、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。	保) 保健福祉部

5-2-18	在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス	原則として3歳以上の在宅重度障がい者（児）に紙おむつを支給することにより、日常生活における負担軽減を図る。	保）保健福祉部
5-2-19	重度心身障害者医療費助成	重度の障がい児（者）に対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成する。	保）保険医療・収納対策部

### 【相談・支援体制】

番号	事業名	事業概要	担当部
5-2-20 再掲 (4-2-4)	幼児教育相談	保護者から、就学前の幼児の「発達上の問題」「適応上の問題」「子育ての悩み」に関する相談を受け、支援する。	教）学校教育部
5-2-21	障がい児等療育支援事業	障がい児の地域生活を支えるため、専門職員が、療育支援・療育指導等を行い、身近な地域で支援できる体制整備を図る。	保）保健福祉部
5-2-22	自閉症・発達障害支援センター事業	発達障がいの早期発見、早期の支援を図るため、障がい児や家族に対する情報提供や相談支援を実施する。	保）保健福祉部

## 基本施策3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対し、就職に向けた支援及び経済的な支援を引き続き行うとともに、必要な場合に生活の場を提供するなどして、自立を支援していきます。

番号	事業名	事業概要	担当部
5-3-1	母子家庭等就業支援センター事業	就業相談や就職のための資格取得講習会の実施、さらには就業情報の提供から職業紹介に至る一貫した就業支援サービスを実施する。	子）子育て支援部
5-3-2	母子家庭自立支援給付金事業	資格取得や職業能力開発を目的とした講座を受講したり、資格取得に係る養成校に通った場合に、給付金を支給し、就職活動に有利な技能取得を支援する。	子）子育て支援部
5-3-3	母子福祉資金貸付事業	経済的自立と生活意欲の助長を図るために必要とする資金の貸付を行い、母子家庭の自立を促進する。	子）子育て支援部
5-3-4	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の児童、母親もしくは父親に対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成する。	保）保険医療・収納対策部
5-3-5	母子家庭等日常生活支援事業	就職活動や疾病等により日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事の援助を行う。	子）子育て支援部
5-3-6	母子生活支援施設	生活、住宅、就職等の問題を抱える母子に生活の場を提供するとともに、自立のための支援・指導を行う。	子）子育て支援部
5-3-7	母子緊急一時保護事業	夫等からの暴力により緊急に保護する必要がある女性及び同伴する児童を一時的に保護し、自立に向けて支援を行う。	子）子育て支援部
5-3-8	母子家庭等自立促進計画の策定	平成24年度で計画期間が終了する「母子家庭等自立促進計画」について、その後の計画を、母子家庭等の状況を把握するとともに国の動向を見極めながら策定する。	子）子育て支援部

## 基本目標 6 子どもが豊かに育つ環境づくり

### 課題と方針

学校教育については、学力の向上とともに、外国語教育の充実など、昨今の情勢に即したカリキュラムの充実を図るほか、新たに「札幌市学校教育の重点」において、「札幌らしい特色ある学校教育」を推進することとし、すべての学校が、3つのテーマ「雪」「環境」「読書」に沿った取り組みを進めることで、将来の札幌を支え、世界で活躍する自立した市民・社会人の育成を目指しています。

さらに、不登校やいじめなどの対策として、スクールカウンセラーのより一層の活用など、早期に対応できるような体制づくりに努めます。

また、子どもの健全な育成のためには、安心して自由に遊べる場所を地域に確保することが重要です。札幌市の調査においても、子どもが安心して遊ぶことができる場を求める意見が多数見受けられました。札幌市では、「すべての子どもたちが安全で安心して過ごすことができる放課後の居場所づくり」について、小学校区ごとに放課後の居場所が確保されるよう、既存の児童会館等やミニ児童会館を活用するとともに、児童会館が利用しにくい地域の小学校にミニ児童会館の整備を進めています。今後も、引き続き放課後の居場所づくりを進めるとともに、子どもたちや地域の声を反映させながら、事業内容の充実にも努めていきます。また、児童会館は、中学生や高校生の居場所としても活用していきます。

また、次世代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付け、豊かな人間性をはぐくむよう、様々な体験活動の機会を充実させる必要があります。文化・芸術活動や、健やかな体を発達させるためのスポーツ活動など、学校では体験できない多様な体験型の活動を提供するとともに、子どもの主体的な学びや活動を支援する環境の整備にも努めていきます。

子どもが自己を確立し、調和のとれた大人へと成長するためには、家庭、地域、学校が連携して子どもの育成にあたることが求められます。

地域の教育力の向上を図り、家庭・学校との協力のもとに、地域全体が子どもを見守り育ていくための支援を進めていきます。

また、インターネットや携帯電話が普及した結果、大人の目の届かないところで、有害情報が含まれるサイトに簡単にアクセスできるようになり、このようなサイトから発生する事件・トラブルに巻き込まれることが増えています。一方で、インターネットや携帯電話を利用した「いじめ」が深刻化している状況も生まれています。

子どもたちが、被害者及び加害者になるのを防ぐために、子どもや保護者に対しての啓発活動をより一層推進していく必要があります。

### 重点項目 23 さっぽろらしい特色ある学校教育の推進 【施策 1】

雪関連事業～北国札幌らしさを学ぶ

スキー学習、雪像づくりなど雪をテーマとした学習活動が充実するよう働きかけを行う。

環境関連事業～未来の札幌を見つめる

札幌市の環境教育のページを活用し、学校と家庭や地域がともに環境教育に関わる取り組みを行えるよう情報の共有を図るなど、環境をテーマとした教育活動の推進を図る。

読書関連事業～生涯にわたる学びの基礎

学校図書館運営等に関わる学校図書館アドバイザー及び中学校の学校図書館に貸出・返却業務等の補助を行う学校図書館ボランティアを派遣するなど、読書にかかわる教育活動の充実を図る。

教) 学校教育部

## 重点項目 24 いじめ・不登校対策事業 [施策 1]

インターネットを使って誹謗・中傷するなどの新しい形のいじめの問題が生じていることから、専門業者によるネットパトロールの充実などにより、いじめの未然防止や早期対応の取り組みを支援します。

また、不登校対策として、教育相談体制の充実を進めるとともに、スクールカウンセラーの専門職化を図り、個に応じた支援を実施します。

教) 学校教育部

## 重点項目 25 放課後の居場所づくりの整備 [施策 2]

### 児童会館・ミニ児童会館整備事業

すべての小学校区に放課後などの居場所を確保するため、必要性が高い校区において、小学校の余裕教室等を活用し、児童会館機能を備えたミニ児童会館の整備を進めていきます。

### 放課後の居場所づくりの推進(放課後子ども教室)

すべての小学校区に放課後などの居場所を確保するため、ミニ児童会館の整備が困難である小学校への対応として、モデル事業として実施している放課後子ども教室事業などにより、放課後の居場所づくりを推進します。

子) 子ども育成部

## 重点項目 26 学校・地域連携事業 [施策 5]

子どもを豊かにはぐくんでいくための地域教育力の向上と学校と地域との連携を図ることを目的として、子ども向けのプログラムを企画・実施するほか、地域人材の情報収集と活用、学校と地域の連携のあり方の検討を行います。

教) 生涯学習部

## 基本施策 1 充実した学校教育等の推進

外国語教育をはじめとするカリキュラムを充実し、様々な視点からの学習が可能になるよう努めます。また、施設整備により学習環境を改善するほか、不登校やいじめの問題についても引き続き取り組んでいきます。

### 【カリキュラム等の充実】

番号	事業名	事業概要	担当部
6-1-1	国際理解教育推進事業 (中学校・高等学校ALT配置)	市立中学校・高等学校における外国語教育の改善を図るため、外国語指導助手(ALT)の増員を図る。	教) 学校教育部
6-1-2	【新規】国際理解教育推進事業 (小学校ALT配置)	平成23年度の小学校「外国語活動」完全実施に対応するため、小学校への外国語指導助手(ALT)の配置のあり方について検討する。	教) 学校教育部
6-1-3	国際交流員の派遣	総合的な学習の時間において、札幌国際プラザへの視察受け入れや国際交流員の派遣を実施し、国際理解・国際交流を推進する。	総) 国際部
6-1-4	学力向上推進に係る事業	少人数指導や習熟度別学習について具体的な改善策を検討し、実施することを通じて学力の向上を図っていく。	教) 学校教育部
6-1-5	総合的な学習の時間の支援	小・中・高等学校の「総合的な学習の時間」において、図書館が持つ調査・研究のための図書資料や情報を提供する。	教) 中央図書館

6-1-6	【新規】雪関連事業	重点項目 23 を参照	教) 学校教育部
6-1-7	【新規】環境関連事業	重点項目 23 を参照	教) 学校教育部
6-1-8	【新規】読書関連事業	重点項目 23 を参照	教) 学校教育部
6-1-9	さっぽろ学校給食フードリサイクル	学校給食をつくる過程で発生する生ごみを堆肥化して作物を栽培し、学校給食の食材に用いるという方法で、食育・環境教育の推進を図る。作物の種類、活用する学校数を増やし、取り組みを広げる。	教) 生涯学習部
6-1-10	食に関する指導の充実	全体計画・年間指導計画に基づき、教育活動全体を通して食の指導を行う。さらに、地産地消の推進のため、北海道産の食材を使用した給食の提供や教材への活用による食の指導の充実を図る。	教) 生涯学習部
6-1-11	魅力ある高校づくり	生徒の多様化や社会の変化に対応し、主体的で意欲的な学習を促すため、各学校の特色づくりを進めるとともに、22 年度下期をめぐり中高一貫教育校設置のあり方について検討する。	教) 学校教育部
6-1-12	公開講演会	一般市民や教職員を対象に、今日的な教育課題に関する公開講演会を開催する。	教) 学校教育部
6-1-13	外部人材活用関連事業	学生ボランティアの派遣により、個に応じた教育活動を支援するほか、地域人材の積極的な活動を支援する。	教) 学校教育部
6-1-14	福祉読本の発行	小学校のカリキュラムに合わせて、福祉読本を発行し、障がい者や高齢者への正しい知識の理解促進を図る。	保) 保健福祉部

#### 【学校施設の整備】

番号	事業名	事業概要	担当部
6-1-15	学校施設整備事業	学習教育環境の向上を目指し、学校施設の新增改築や大規模改造等を計画的に行う。	教) 生涯学習部
6-1-16	学校規模適正化推進事業	学校規模適正化の検討対象地域において、具体的な検討等を行っていくとともに、「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する地域選定プラン[第2次]」の策定に向けて検討を進める。	教) 生涯学習部

#### 【幼児教育】

番号	事業名	事業概要	担当部
6-1-17 再掲 (5-2-9)	【新規】幼稚園における特別な支援を必要とする幼児の支援体制構築	重点項目 21 を参照	教) 学校教育部

#### 【いじめ・不登校対策】

番号	事業名	事業概要	担当部
6-1-18	いじめ・不登校対策事業	重点項目 24 を参照	教) 学校教育部
6-1-19	不登校児等グループ指導事業	不登校・引きこもりの子どもを対象に、同年代の子どもとの交流を通じて自主性や社会性を身に付けるために、グループ指導を行う。	子) 児童福祉総合センター

6-1-20	メンタルフレンド派遣事業	家庭に引きこもりがちな子どもに対して、「メンタルフレンド」として登録した学生を定期的に派遣し、遊びやふれあいを通して子どもの社会性や自主性の伸長を援助する。	子) 児童福祉総合センター
6-1-21 再掲 (4-2-5)	教育相談	児童生徒、保護者、教員等に対して、「不登校」や「特別支援教育」等に関わる相談支援を行う。	教) 学校教育部

## 基本施策2 放課後の居場所づくりと遊び場の提供

放課後等における居場所づくりを推進し、内容を充実させるとともに、子どもの遊び場を整備します。

### 【放課後の居場所づくりのための施設整備】

番号	事業名	事業概要	担当部
6-2-1	児童会館・ミニ児童会館整備事業	重点項目25を参照	子) 子ども育成部
6-2-2	【新規】放課後の居場所づくりの推進 (放課後子ども教室)	重点項目25を参照	子) 子ども育成部

### 【放課後の居場所における事業内容の充実】

番号	事業名	事業概要	担当部
6-2-3	児童会館・ミニ児童会館事業	子どもの文化的素養を培うため、児童会館やミニ児童会館で、親子工作会、スポーツ大会、サークル活動等、様々な取り組みを進める。また、学校や地域、家庭との連携強化や学習支援の取り組み等、引き続き内容の充実を図る。	子) 子ども育成部
6-2-4	わたしたちの児童会館づくり事業	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館等の運営に主体的に関わることで、意見を表明できる機会を増やす。 今後も全館で取り組みを進め、中・高校生や地域の参画推進等、内容の充実を図る。	子) 子ども育成部
6-2-5	児童会館における中・高校生の利用促進	児童会館の開館時間を延長するなど、中・高校生の利用促進のため、事業内容の充実を図る。	子) 子ども育成部
6-2-6	児童会館等における障がい児対応の充実	児童会館やミニ児童会館が、障がい児にとっても放課後の居場所となるよう、受け入れ体制の充実を図る。	子) 子ども育成部

### 【留守家庭児童の放課後の居場所】

番号	事業名	事業概要	担当部
6-2-7 再掲 (3-5-1)	留守家庭児童対策事業(児童クラブ)	放課後に保護者が就労等により不在となる小学校低学年児童に対して、児童会館やミニ児童会館に、安全で安心して過ごせる居場所を提供する。	子) 子ども育成部
6-2-8 再掲 (3-5-2)	民間児童育成会助成金	放課後に保護者が就労等により不在となる小学校低学年児童を対象に、安全で安心して過ごせる居場所を提供している「民間児童育成会」に対して、助成金を交付する。	子) 子ども育成部

### 【公園・緑地の整備】

番号	事業名	事業概要	担当部
6-2-9	公園・緑地等の整備	身近な緑を増やし、均衡のとれた街並み形成を図るとともに、今ある緑を保全、育成する。	環) みどりの推進部

6-2-10	個性あふれる公園整備事業	開設後 20 年以上経過した街区公園や近隣公園を、環境の変化や利用実態、市民ニーズ等を踏まえて地域に親しまれる公園に再整備する。子どもを含めた幅広い市民が計画段階から参画するよう取り組んでいく。	環)みどりの推進部
6-2-11	みんなが集い楽しむ公園緑地づくり事業	公園緑地の利活用のため、イベントの実施や情報提供を行う拠点の機能充実など、市民との協働による各種取り組みを一体的に実施する。	環)みどりの推進部
6-2-12	福祉と多世代のふれあい公園づくり事業	児童会館や子育てサロンに隣接する既設公園の中に、子育てサロン参加者の意見をとりいれたキッズコーナーを整備する。	環)みどりの推進部

### 基本施策3 可能性を伸ばす多様な体験機会の提供

様々な分野において、体験型の事業や、企画段階から子どもが関わる事業を実施します。

番号	事業名	事業概要	担当部
6-3-1	さっぽろ夢大陸「大志塾」事業	さとらんど内において、子どもたちが自ら希望する活動内容の立案や準備を行い、グループで参加しながら継続的に取り組む事業を展開する。	子)子ども育成部
6-3-2	こどものまち「ミニさっぽろ」事業	子どもの街である「ミニさっぽろ」での職業体験や消費体験を通して、働くことの楽しさや大変さ、社会のしくみを学ぶ機会を提供し、市民自治意識を高める。	子)子ども育成部
6-3-3 再掲 (6-2-4)	わたしたちの児童会館づくり事業	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館等の運営に主体的に関わることで、意見を表明できる機会を増やす。 今後も全館で取り組みを進め、中・高校生や地域の参画推進等、内容の充実を図る。	子)子ども育成部
6-3-4	アジア学生交流事業	アジア地域から札幌を訪れる青少年との交流を深めることで、アジアの文化や社会への理解を深める。	総)国際部
6-3-5	国際親善ジュニアスポーツ姉妹都市交流	姉妹都市間で選手団を派遣・招聘することで、スポーツを通じた国際交流を行う。	観)スポーツ部
6-3-6	少年国際交流事業	ノボシビルスク市及びシンガポール共和国の少年少女との交流(派遣・受け入れ)を通して、相互理解・友好親善を深めるとともに、国際的な視野の広い少年少女の育成を図る。	子)子ども育成部
6-3-7	藻岩山環境教育プログラム	藻岩山を活用し、環境保全の重要性や意識を醸成する環境教育や森林学習を行う。	観)観光コンベンション部
6-3-8	環境プラザにおける環境学習の機会の提供	環境教育の拠点施設である環境プラザから環境学習の機会を提供する。	環)環境都市推進部
6-3-9	サッポロさとらんど農業体験実習	農業体験学習を通じて「食と農の関わり」への知識と理解を深める。	経)農政部
6-3-10	子ども体験農園	農業委員の指導のもと、種まき・収穫・調理を体験する。	経)農政部
6-3-11	さっぽろ少年6団体交流事業友遊 KID'Sランド	市内で活動する少年6団体の相互交流や加入促進のため、活動成果の発表や体験コーナーを実施する。	子)子ども育成部
6-3-12	札幌市少年リーダー養成研修	子ども会活動を円滑に進めるため、子ども会活動の中心役としてふさわしい知識と技術を持った少年リーダーを育成する研修を実施する。	子)子ども育成部

6-3-13 再掲 (6-4-9)	少年団体活動補助事業	異年齢の子どもたちの野外活動等を行う「札幌市子ども育成連合会」の事業に一部補助を行う。	子) 子ども育成部
6-3-14	ファイターズ屋内練習場 市民開放事業	ファイターズの屋内練習場を運営管理するNPOに補助を行い、少年野球を中心とした市民開放を促す。	観) スポーツ部
6-3-15	野外体験事業	林間学校やアタックキャンプなど、夏季や冬季の長期休業日等に子どもたちに野外体験の学習機会を提供する。	教) 生涯学習部
6-3-16 再掲 (6-2-11)	みんなが集い楽しむ公園緑地づくり事業	公園緑地の利活用のため、イベントの実施や情報提供を行う拠点の機能充実など、市民との協働による各種取り組みを一体的に実施する。	環) みどりの推進部
6-3-17	市民との協働による都市計画制度普及事業(一部)	子ども向け都市計画普及本「ミニまち」を発行、配布していくとともに、「ミニまち」を活用した講座等を各小学校などで実施する	市) 都市計画部
6-3-18	子どものまちづくりへの参加促進事業	身近なまちづくり活動を体験する機会を区の創意や裁量により実施するとともに、子どもが自らできるまちづくり活動やその取り組み方法を紹介する手引きを配布する	市) 市民自治推進室
6-3-19	ボランティア体験事業	ボランティア活動の振興を図るため、札幌市社会福祉協議会が実施するボランティア体験事業に補助を行う。	保) 総務部
6-3-20	サタデー・テーリング	公共交通機関の便利さや快適さを学んでもらい、併せて交通マナーを身につけてもらうことを目的に、スタンラリーを実施する。	交) 事業管理部
6-3-21	夏休み親子水道施設見学会	ダム、浄水場などの水道施設の見学を体験型の学習として実施し、水の大切さ等を認識してもらうとともに、水道事業への理解を深める。	水) 総務部
6-3-22	「教えて! ファイヤーマン」事業	消防職員が消防に関する知識を教え、消防隊が現場で使用する機材に触れる等の体験を通して、消防の役割や「命の尊さ」を伝える。	消) 予防部
6-3-23	司法教育の推進	資料館を活用し、学校教育における司法に関する学習機会の提供を図る。	教) 生涯学習部
6-3-24	お話の百貨店(子ども読書の日特別行事)	「子ども読書の日」の記念行事として、読み聞かせやパネル展示等の、読書普及活動を行う。	教) 中央図書館
6-3-25	図書館における子ども向け行事	映画会、工作会、人形劇など、子どもに親しまれる内容の行事を行い、図書館に対する関心を喚起する。	教) 中央図書館
6-3-26	さっぽろ市民カレッジ	生涯学習センターにおいて、子ども向け講座を開催するなど、多様な生涯学習の機会を提供する。	教) 生涯学習部
6-3-27	地域ふれあい体験事業	地域の人々が習得している昔遊びや工芸等の伝承文化、体験談など豊かな経験を子どもたちに継承する取り組みを行って青少年の育成を図る。	子) 子ども育成部
6-3-28	子ども映像制作ワークショップ	小学生向けの映像言語の教育やショート・フィルム制作のワークショップを、札幌国際短編映画祭の一環として開催する。	経) 産業振興部
6-3-29	博物館体験事業	化石採取体験学習会、植物観察会、昆虫採集会等を開催する。	観) 文化部
6-3-30	自然探求サポート事業	研究者が児童の研究活動を支援し、科学的な眼を育てる。	観) 文化部
6-3-31	博物館講座事業	博物館活動センター主催の各種講座や講演会を実施する。	観) 文化部

6-3-32	こころの劇場	小学校高学年を対象に、劇団四季のミュージカルの体験機会を設ける。	観)文化部
6-3-33	K i t a r aファーストコンサート	小学6年生を対象に、オーケストラ演奏の体験機会を設ける。	観)文化部
6-3-34	芸術体験キッズプロジェクト事業	専門家によるアート講座、ワークショップを開催し、舞台芸術を学ぶ等、芸術を楽しみながら体感する。	観)文化部
6-3-35	子どもの映像制作体験事業	プロの指導のもとで本格的な映画制作を体験する。	観)文化部
6-3-36	子どもの美術体験事業	学校へのアーティストの派遣等により美術体験を提供する。	観)文化部
6-3-37	下水道科学館フェスタ	下水道科学館で、小学生等を対象にしたイベントを実施し、下水道の役割・しくみについて理解を深める。	建)管理部
6-3-38	札幌市豊平川さけ科学館親子・子供採卵実習	サケの生態を学習するために、採卵受精作業等を行う。	環)みどりの推進部
6-3-39	一日飼育係(夏及び冬)	公募により、小学生が獣舎内の清掃やえさ作り等を行う。	環)円山動物園

#### 基本施策4 子どもの活動を支援する環境整備

学校以外の場での子どもの活動の幅が広がり、多様な学びの機会を得られるような環境整備に努めます。

番号	事業名	事業概要	担当部
6-4-1	学校図書館地域開放事業	学校の図書室を地域における身近な文化施設として開放し、子どもの読書活動を盛んにするとともに、大人との交流の場を広げ、地域の教育力向上を図る。	教)生涯学習部
6-4-2	子ども向け図書資料の充実	子どもたちにとっての地域の身近な情報拠点である図書館(室)において、児童書の蔵書を充実させる。	教)中央図書館
6-4-3	札幌市子どもの読書活動推進計画の推進	すべての子どもが、あらゆる機会と場所において自主的な読書活動ができる環境整備について、より一層の推進を図る。	教)中央図書館
6-4-4	体育指導委員事業	体育指導委員が、各地域のスポーツ団体等と連携を保ちながら、各種スポーツ大会の企画運営、指導を行い、青少年の健全育成に貢献する。	観)スポーツ部
6-4-5	野外活動指導者育成事業	子どもたちの野外活動の指導や様々な実践活動を支援するボランティアを育成する。	教)生涯学習部
6-4-6	野外教育施設管理運営事業	青少年山の家及び定山深自然の村において、青少年の野外活動に関する様々な事業を実施する。	教)生涯学習部
6-4-7	青少年科学館管理運営事業	青少年科学館において、科学教室や工作教室などのワークショップや、展示物を活用した実演を実施するなど、科学教育の普及振興を図る。	教)生涯学習部
6-4-8 再掲 (6-2-5)	児童会館における中・高校生の利用促進	児童会館の開館時間を延長するなど、中・高校生の利用促進のため、事業内容の充実を図る。	子)子ども育成部
6-4-9	少年団体活動補助事業	異年齢の子どもたちの野外活動等を行う「札幌市子ども会育成連合会」の事業に一部補助を行う。	子)子ども育成部
6-4-10 再掲 (6-3-11)	さっぽろ少年6団体交流事業友遊 K I D ' S ランド	市内で活動する少年6団体の相互交流や加入促進のため、活動成果の発表や体験コーナーを実施する。	子)子ども育成部
6-4-11 再掲 (6-3-12)	札幌市少年リーダー養成研修	子ども会活動を円滑に進めるため、子ども会活動の中心役としてふさわしい知識と技術を持った少年リーダーを育成する研修を実施する。	子)子ども育成部

6-4-12	P T A 活動の支援事業	学校、家庭、地域の連携を推進し、地域の教育力向上を図る P T A の諸事業に支援を行う。	教)生涯学習部
--------	---------------	---	---------

## 基本施策5 子どもを豊かにはぐくむための地域での活動

学校と地域の連携を図るとともに、地域で活動する方々の協力を得ながら、子どもを見守り、豊かにはぐくむための「地域の教育力の向上」を目指します。

番号	事業名	事業概要	担当部
6-5-1	学校・地域連携事業	<u>重点項目 26 を参照</u>	教)生涯学習部
6-5-2	家庭教育学級事業	家庭における教育力向上のため、地域や学校の協力を得て、学校・幼稚園の P T A を単位とした自主的・計画的・継続的な学習の場を設ける。	教)生涯学習部
6-5-3	社会福祉協力校指定事業	児童・生徒の社会福祉への理解と関心を図るため、札幌市社会福祉協議会が実施する社会福祉協力校事業に補助を行う。	保)総務部
6-5-4 再掲 (6-3-27)	地域ふれあい体験事業	地域の人々が習得している昔遊びや工芸等の伝承文化、体験談など豊かな経験を子どもたちに継承する取り組みを行って青少年の育成を図る。	子)子ども育成部
6-5-5	子どもワンダーランド事業	地域での身近な国際交流を推進するため、地域の団体が実施主体となる「子どもワンダーランド事業」に対し、助成金を交付し、諸外国の異なる文化の体験や国際感覚の育成を促進する。	子)子ども育成部
6-5-6 再掲 (6-3-12)	札幌市少年リーダー養成研修	子ども会活動を円滑に進めるため、子ども会活動の中心役としてふさわしい知識と技術を持った少年リーダーを育成する研修を実施する。	子)子ども育成部
6-5-7	青少年育成委員会事業	地域における青少年健全育成の推進に中心的役割を果たす「青少年育成委員会」を連合町内会単位で設置し、青少年の交流の場や体験の機会を提供する健全育成事業や育成環境の整備を推進する。	子)子ども育成部
6-5-8	心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動	青少年の健全育成を目的とした各種啓発活動や、子どもに悪影響を及ぼすものを店頭には置かず、買い物に訪れた子どもたちに温かい声をかけていただく「青少年を見守る店」の登録推進活動や、市立中学校全てに設置している「中学校区青少年健全育成推進会」による各種啓発活動や非行化防止等を目的とした校区内の巡回など、子どもたちを見守るための活動を地域一体となって推進する。また、インターネット等を利用した有害情報等から、地域ぐるみで子どもたちを守る啓発活動を展開する。	子)子ども育成部
6-5-9	少年育成指導員による指導・相談	思春期の子どもたちの喫煙、怠学等の問題行動に早急に対応するため、繁華街等を巡回し声かけを行い、適切な指導、助言等を通して、非行化の未然防止や子どもたちが抱える問題の解消に努めるとともに、可能な範囲で子どもや保護者等からの相談にも対応する。	子)子ども育成部

## 基本施策6 子どもをとりまく有害環境対策の推進

有害情報が子どもの健全育成に悪影響を与えることのないよう、保護者や子どもへの啓発活動等を進めます。

番号	事業名	事業概要	担当部
6-6-1 再掲 (6-5-8)	心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動	青少年の健全育成を目的とした各種啓発活動や、子どもに悪影響を及ぼすものを店頭になくすとともに、買い物に訪れた子どもたちに温かい声をかけていただく「青少年を見守る店」の登録推進活動や、市立中学校全てに設置している「中学校区青少年健全育成推進会」による各種啓発活動や非行化防止等を目的とした校区内の巡回など、子どもたちを見守るための活動を地域一体となって推進する。また、インターネット等を利用した有害情報等から、地域ぐるみで子どもたちを守るための啓発活動を展開する。	子) 子ども育成部
6-6-2 再掲 (6-1-18)	いじめ・不登校対策事業	重点項目 24 を参照	教) 学校教育部

## 基本目標 7 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

### 課題と方針

子育てにあたっては、妊産婦や乳幼児を連れた親が利用しやすい公共施設の整備をはじめとする、子どもと子育て家庭に配慮したまちづくりが求められます。

札幌市では、妊産婦や乳幼児を連れた親が、安全に快適に外出できるよう、地下鉄駅のエレベーター設置を引き続き進めるなど、必要な施策を維持・拡充していきます。

近年、子どもを対象とした犯罪が、全国的に大きく報道されていることもあり、子どもの安全に係る不安は高くなっており、札幌市が実施した「評価指標達成度調査」においても、約5割の方が「交通安全や地域防犯など子どもの安全・安心を確保してほしい」と行政に望んでいます。

札幌市では、犯罪を防止するための活動、犯罪防止に配慮した環境整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取り組みを定めた「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を平成21年4月に施行しました。

平成21年度には、条例に基づいた基本計画を策定し、22年度以降は、基本計画に沿った具体的な取り組みを進めていきます。

現在、学校教育の場においても、地域の方々や警察と連携しながら、犯罪被害に遭わないよう安全教育を実施しており、交通安全についても、子どもへの教育とともに、登下校時の見守り活動を進めています。今後も、引き続きこうした取り組みを続けながら、子どもが犯罪や事故に遭うことを防ぎ、保護者が安心して子どもを育てていけるまちづくりを目指します。

### 重点項目 27 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業【施策2】

平成21年度に策定する基本計画をもとに、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を実施するほか、子どもの見守り活動をはじめとした地域防犯活動への支援、連携体制の整備を行います。

市) 地域振興部

### 基本施策 1 子育てに適した生活空間の整備

子育て世帯に対する優遇制度を維持するほか、外出を容易にするためのエレベーター整備を進めます。

番号	事業名	事業概要	担当部
7-1-1	公的住宅の供給	市営住宅の募集時において、母子(父子)・多子・大家族等の世帯に対しては、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を設けている。	都) 市街地整備部
7-1-2	福祉のまちづくり環境整備事業	地下鉄駅のエレベーターについて、設置を進めていき、妊産婦の社会参加を促進する。	保) 保健福祉部
7-1-3 再掲 (6-2-12)	福祉と多世代のふれあい公園づくり事業	児童会館や子育てサロンに隣接する既設公園の中に、子育てサロン参加者の意見を取り入れたキッズコーナーを整備する。	環) みどりの推進部

## 基本施策2 子どもの安全・安心を確保する地域づくり

子どもが犯罪被害や交通事故に遭うことのないよう、学校・地域・警察等が連携して取り組みます。

番号	事業名	事業概要	担当部
7-2-1	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	<u>重点項目 27 を参照</u>	市) 地域振興部
7-2-2	札幌市交通安全運動推進委員会の活動支援	交通安全教室の開催及び啓発冊子の配布等により、交通安全教育の充実、交通安全運動を展開する。また、スクールゾーン実行委員会を支援するとともに、交通安全指導員により、子どもの登下校時の安全を図る。	市) 地域振興部
7-2-3	学校安全教育等の推進	警察等との協力による防犯教室の実施、自分の身を守ることの大切さや方法についての指導など、学校安全教育の推進を図る。また、登下校時の見守り活動を行う地域のボランティアを「スクールガード」として登録し、警察OBの「スクールガードリーダー」から助言・指導する体制をとることにより見守り活動の充実を図る。	教) 学校教育部